

交企甲達第6号  
平成19年3月22日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱の制定について

このたび、福井県が福井県交通対策協議会の意見を聴き、交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱を一部改正し、平成19年4月1日から別添により実施することとなったので、誤りのないようにされたい。

## 交通死亡事故抑止緊急対策実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、交通死亡事故が一定期間に集中的に発生した場合に、交通死亡事故多発警報（以下「多発警報」という。）もしくは高齢者交通死亡事故多発警報（以下「高齢者事故多発警報」という。）の発令または非常事態の宣言を行い、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県、警察、市町および関係機関・団体が相互に協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

### 第2 発令等

警報の発令および非常事態の宣言は、福井県知事が行うものとする。

### 第3 警報発令の基準

1 警報の発令は、次のいずれかに該当したときに行う。

(1) 多発警報

・10日間で、5件以上の交通死亡事故が発生したとき。

(2) 高齢者事故多発警報

・10日間で、歩行中または自転車乗用中の高齢者が死亡する交通事故が3件以上発生したとき。

・10日間で、高齢運転者が第1当事者となる交通死亡事故が3件以上発生したとき。

ただし、高齢者事故多発警報発令期間中に、5件以上の交通死亡事故が発生したときは、多発警報に切り替えることとし、重複して発令しないものとする。

2 前記1の基準にかかわらず、交通事故の形態、時期、その他の状況を勘案して発令しないことができる。

3 警報の発令期間が満了したときは、その満了の日の翌日から新たに警報の発令基準となる件数を算定するものとする。

### 第4 警報の期間

1 警報の期間は、原則として発令の日から10日間とする。

ただし、次に掲げる場合においては、警報の期間を当該発令期間の満了の翌日から最大5日間延長することができる。

(1) 多発警報発令期間中に、5件以上の交通死亡事故が発生したとき。

(2) 高齢者事故多発警報発令期間中に、高齢者事故多発警報の対象となる事故が3件以上発生したとき。

2 前記1の基準にかかわらず、交通事故の形態等を勘案して、警報の期間を延長することができるものとする。

### 第5 非常事態の宣言

1 警報の延長期間中または高齢者事故多発警報を多発警報に切り替えてもなお、交通死亡事故の多発傾向が抑止されないと認められるときは、非常事態の宣言を行う。

2 非常事態の期間は、その都度決定する。

### 第6 実施地域

警報の発令および非常事態宣言の実施地域は、原則として福井県全域とする。

ただし、必要に応じて地域を限定して行うことができる。

### 第7 伝達および緊急対策の実施

1 警報の発令または非常事態の宣言が行われたときは、別表第1に定める通報系統図により直ちに関係機関・団体に文書で通知するとともに報道機関に発表するものとする。

2 県、警察、市町および関係機関・団体は、警報の発令が行われたときは、別表第2の推進事項の迅速かつ効果的な実施に努めるものとする。また、非常事態の宣言が行われたときの緊急対策については、別途協議するものとする。

### 付則

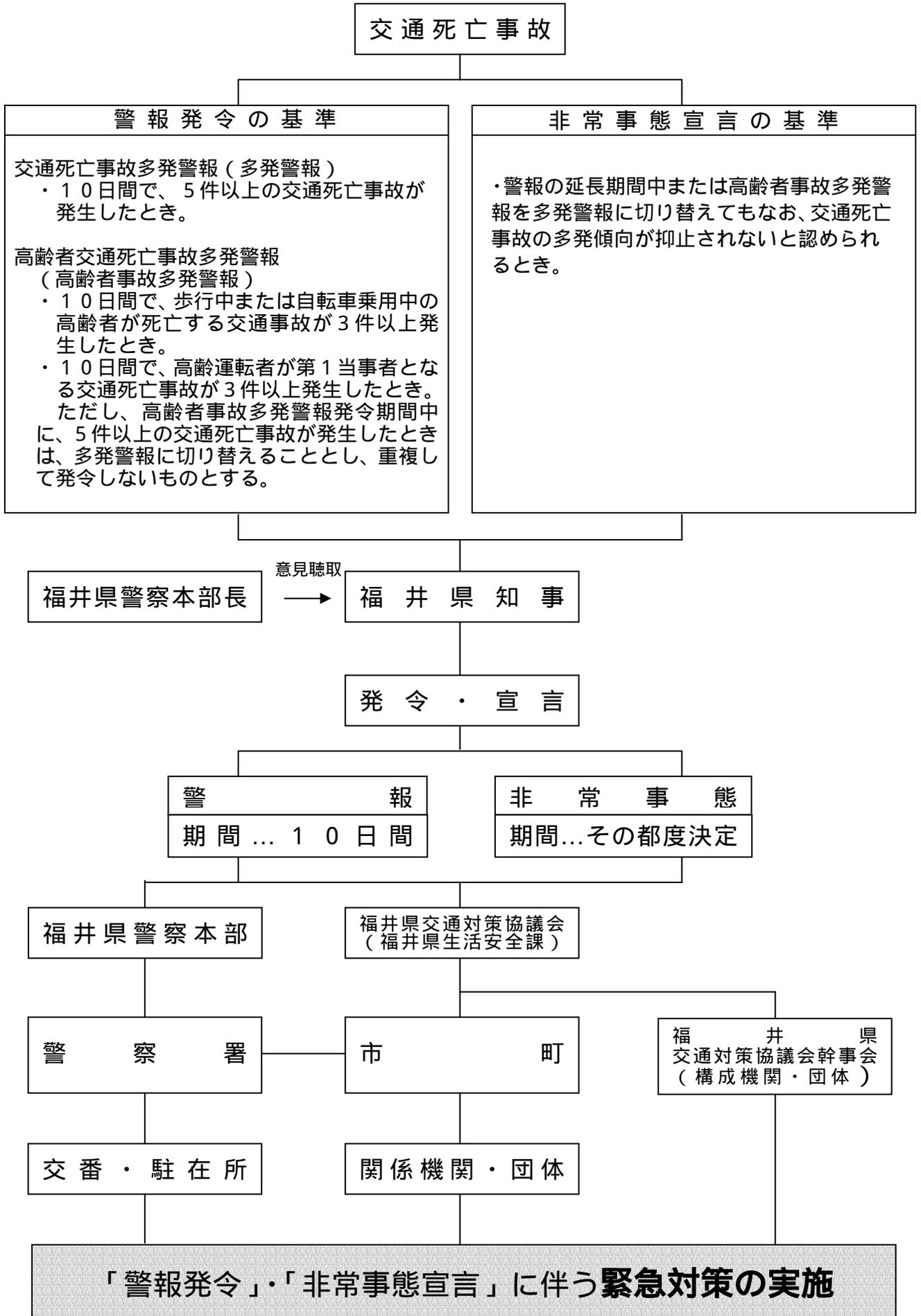
1 この要綱は、平成 5年6月8日から施行する。

2 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

3 この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

4 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

# 通 報 系 統 図



**別表第2**

**警報発令時の推進事項**

| 推進機関   | 推進項目                | 主な推進事項   |
|--------|---------------------|--|
| 県      | 交対協に対する周知           | ・ 県交通対策協議会構成機関・団体に対する交通安全活動の強化要請   |
|        | 広報活動                | ・ 報道機関への協力要請、広報媒体等の活用<br>・ 電光ボードによる広報、広報車による広報<br>・ 啓発シート・看板による広報<br>・ 庁内放送・ホームページ・メールマガジンによる広報<br>・ 各種会議・講習会等での広報 |
| 市 町    | 交通安全対策関係機関・団体に対する周知 | ・ 市町交通安全対策関係機関・団体に対する交通安全活動の強化要請   |
|        | 広報活動                | ・ 広報車・有線放送等による広報<br>・ 広報紙（誌）等の発行、各種講習会・座談会等での広報<br>・ 啓発シート・看板による広報<br>・ のぼり旗の掲出                                    |
|        | 街頭活動                | ・ 市町交通安全対策関係機関・団体との連携による街頭活動の強化<br>・ 交通指導員の活動強化  |
| 警 察    | 事故分析資料等の提供          | ・ 報道機関および県交通対策協議会構成機関等に対する事故分析等の資料提供   |
|        | 広報活動                | ・ 街頭広報活動の強化、各種講習会等での広報<br>・ 交通情報板等の活用による広報<br>・ F ネット・リュウピーネットによる広報<br>・ 啓発シート・看板による広報<br>・ 交番速報の発行                |
|        | 交通取締り等の強化           | ・ 交通指導取締り等街頭活動の強化<br>・ 赤パト走行の強化<br>・ 事故多発箇所の交通安全施設の点検、整備   |
| 県教育委員会 | 交通安全教育              | ・ 学級指導・ホームルームによる児童生徒に対する交通事故防止の指導<br>・ 教職員・PTA組織等による登下校時を中心とした交通安全指導の強化  |
| 運輸支局   | 広報活動                | ・ 運輸業者に対する周知徹底<br>・ 各種会議・講習会等での一口広報<br>・ 啓発シート・看板による広報   |
| 道路管理者  | 交通安全施設の点検・整備        | ・ 事故多発箇所の現状調査および道路照明、道路標識等交通安全施設の点検整備  |
|        | 広報活動                | ・ 道路情報提供装置の活用による広報   |
| 関係団体   | 傘下組織に対する周知          | ・ 傘下組織に対する交通安全活動の強化要請  |
|        | 広報活動                | ・ 広報紙・ちらし等による広報<br>・ 窓口における一口広報<br>・ 啓発シート・看板による広報<br>・ のぼり旗の掲出<br>・ 各種会議・講習会等での広報                                 |
|        | 街頭活動                | ・ 街頭広報・啓発活動の強化   |
|        | 教育活動                | ・ 交通安全教育活動の強化  |

\* 各団体等においては上記事項のほか、交通死亡事故抑止のため必要な施策を強力に推進するものとする。